6 玄界島戸建て住宅建設ガイドライン

美しい島づくりのための 玄界島戸建て住宅建設ガイドライン



平成19年7月 玄界島復興対策検討委員会 戸建て協議会

5. 囲いのつく 0方 6. 屋根の形 7. 外壁の仕上げや色 8. 門口灯

はじめに

平成17年3月の福岡西方沖地震により大きな被害を受けた玄界島では、住宅の再建や公営住宅の建設、港湾や小・中学校の復興など、島全体での復興に取り組むこととなりました。その中で、戸建て住宅の再建については、50区画の新たな宅地が計画されています。

これから新たに住まいを建設するにあたり、玄界島後興対策検討委 員会及び戸建て協議会は、これまでの玄界島の景観や暮らし方を活か した「美しく暮らしよい住まいづくり」を目指すために、和隣居住環 境への配慮や景観づくりについて、何度も寄り合い話合って、あるべ き方向と約束事を決めました。

この冊子は、その内容を「玄界島戸建て住宅建設ガイドライン」と してまとめたものです。ガイドラインは、家を建てる際に島民同士が 仲良く気持ちよく暮らすために、告が「絶対守る」と約束する項目 と、美しくより快適な環境づくりのために「こうしましょう」とした 項目に分かれています。

戸建て協議会では、後世に残る安全で美しい島づくりのために、今 後将来にわたって斜面地に建設される戸建て住宅を「玄界島戸建て住 宅建設ガイドライン」に定めた内容に基づいて建設することとしま

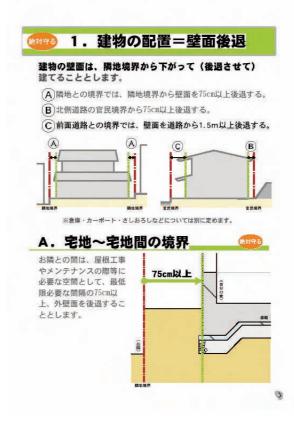


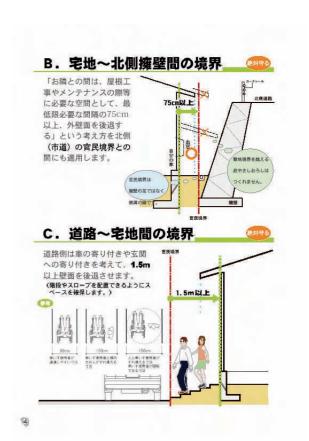
目次 はじめに ...P. 1 美しい島づくりの玄界島 P. 2 戸建て住宅建設ガイドライン 1.建物の配置 (=壁面後退) P. 3 2. 建物の階数 P. 7 3.敷地の囲い P. 8 4.屋根の色 · · · P. 10 5. 囲いのつくり方 · · · P, 11 · · · P. 13 · · · P. 13 . . . P. 15 9. シンボルツリー · · · P, 16 10.配慮項目の考え方 · · · P. 17

美しい島づくりのための **玄界島戸建て住宅建設ガイドライン** 玄界島戸建て住宅建設ガイドラインでは、これまでの島固有の景観や暮

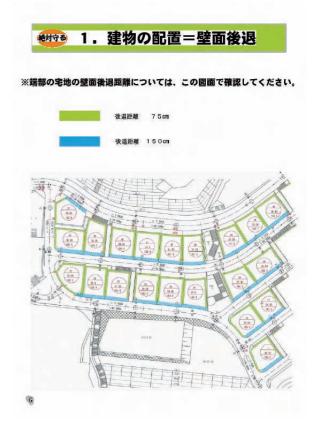
玄界島戸建て任宅建設カイトフインでは、これまでの島間有の景観や暮らしを活かした美しく暮らし良い住まいづくりを目的として、以下の自について戸建て協議会の島民皆が必ず守ること(最初であ)と、特別の事情がない限りは美しい島づくりのために守りたいこと(それでき)の2通りのルールを定めました。





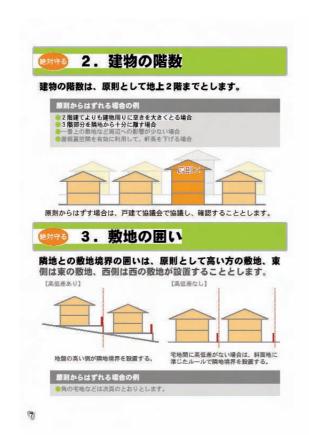




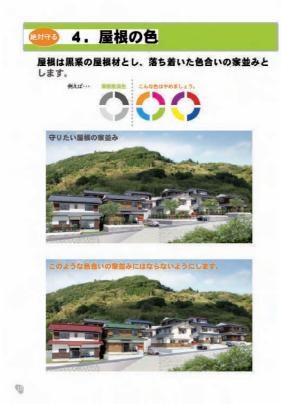


204











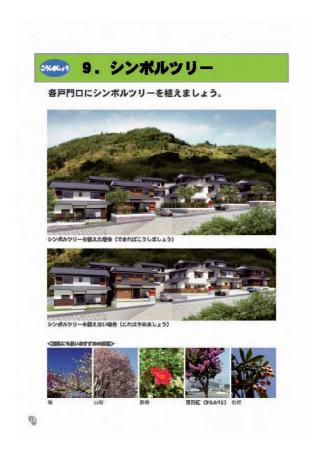






206







208

7 玄界島戸建て宅地造成工事施工基準

1.目的

この基準は、玄界島地区小規模住宅地区改良事業(以下、復興事業)により整備する「戸建て宅地」についての整備内容を定め、戸建て住宅の建設が円滑、かつ効率的に実施されることを目的としています。

2.宅地整備の対象

本基準の対象は、復興事業により整備し、かつ、島民に分譲する宅地を対象とします。

3.宅地の整備基準

①宅地の計画高および面積

平成18年1月28日第5回島民総会で決定した「しまづくり案」に基づき、福岡市が発注した復興事業の造成工事の設計図(設計変更による設計図を含む)のとおり(1宅地1計画高)とし、島民の個々の希望に基づく計画高・面積の変更は認められません。(※戸建て希望者の皆さんには分譲ルール説明時に説明いたします。)

②宅地の法面処理

(官民境界の仕上げ)

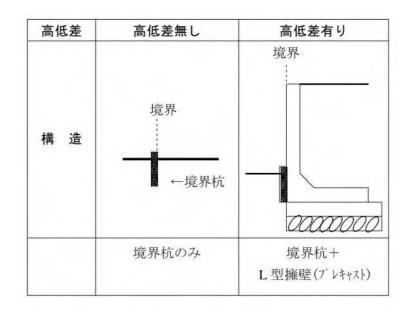
官民境界(宅地と道路の境界)の仕上げについては、道路と宅地の高低差の大きさに拘わらず、戸建て住宅の建設工事 や外構工事に支障にならないよう、擁壁は設置せず、法面仕上げとします。

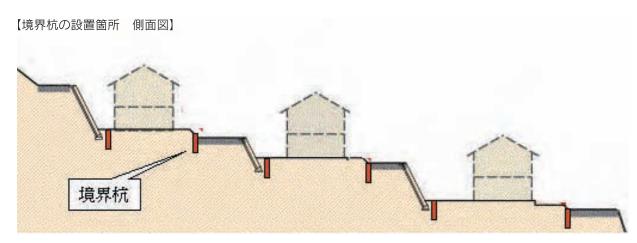
(民民境界の仕上げ)

民民境界(宅地とその隣接する宅地の境界)の仕上げについては、高低差がある場合のみ、福岡市が擁壁を設置することとし、その構造は下図のとおりとします。

209

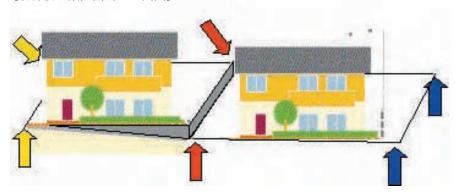
また、官民・民民境界の交点には福岡市が境界杭(境界プレート含む)を設置します。





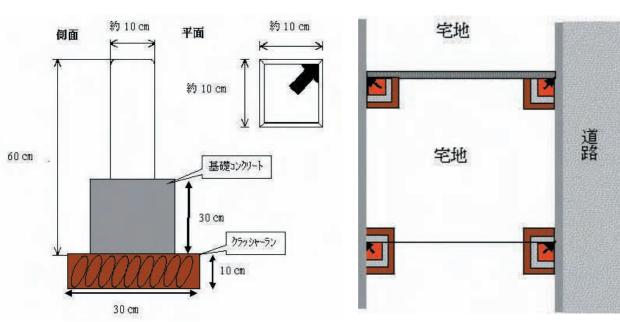
注意: 擁壁下の境界点は地表面の境界ではなく、擁壁下に設置されるU型側溝の宅地側となります。

【境界杭の設置箇所 立面図】



※黄、赤、青のとおり、下の段の宅地に境界杭を設置することを基本とし、宅地境界線に折れ点等がある場合にも適宜設置します。 ※宅地間に段差が無い場合も同様の考えで片側の隣地境界側にのみ境界杭を設置します。

(2)境界杭の構造は次のとおりとします。

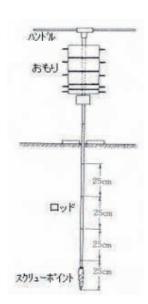


③地耐力について

(1) 福岡市が実施する地耐力の確認方法は次のとおりとします。 ア) 調査方法

スウェーデン式サウンディング試験





イ)調査箇所、許容応力度の評価方法 調査箇所は下図の12ブロックごとに2箇所ずつ、合計24箇所とします。



- (2) 宅地の基礎地盤については、木造2階建て住宅を想定し、長期許容支持力(地耐力)として30KN/㎡(約3t/㎡)以上となるよう整備します。なお、住宅の構造上、それ以上の地耐力を必要とする場合に係る費用(地盤改良等)は、各自(宅地購入者)の負担となります。
- (3) 宅地分譲後、その宅地購入者(戸建て住宅施工業者)が十分な住宅性能を確保するため、必要に応じ、個別に地盤調査を行い、その結果について疑義が生じた場合、福岡市と宅地購入者で調査結果を確認し、その対応を検討します。

〈参考:地耐力とは?〉

地盤がどの程度の重さを支えられるかを示したもので、数値が大きいほど、大きな重さに耐えることができます。建築基準法により、地耐力に応じて建物の基礎の構造が定められており、建物を建てる際には事前に地盤調査を行い、地盤の状況にあった、基礎の選定が必要です。地耐力が3t/m以上であれば、一般的な木造2階建ての住宅の場合、布基礎、ベタ基礎のいずれも選択可能です。

④宅地の供給管、排水管計画

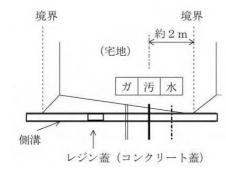
宅地への上水道、ガス、汚水(桝)の引き込みについては、次の通り実施します。

- (1)上水道、ガス、汚水の引き込みは、1宅地当たり、1箇所とします。
- (2)上水道については、宅地前面の道路に埋設される本管(福岡市水道局施工)から各宅地ごとに各自で宅地まで引き込みを行ってください。
- (3) ガスについては、宅地前面の道路に埋設される本管から各宅地へサービス管を埋設する((有)箕原商店)ため、各自でサービス管から宅地への引き込みを行ってください。
- (4) 汚水については、宅地前面の道路に埋設される本管から各宅地へサービス管を埋設する(福岡市農林水産局施工) ため、各自でサービス管から宅地内への引き込みを行ってください。また、サービス管の埋設位置は、下図に示す 通り、道路勾配により宅地と道路の高低差が一定でない場合については、道路と宅地の高低差が少ない側に設置 することとし、また、宅地と道路の高低差が一定の場合は、東ブロックは東側に、西ブロックは西側に設置いたします。
- (5)建物及び宅地内に降った雨水については、樋や排水桝等で集水を行い、宅地前面道路(南側道路)に設置される側溝に各自適切に流下させてください。

(下図を参照してください。)

【東・西ブロックの区分】





※水道は本管から各自で宅地への引き込みを行う必要があります。

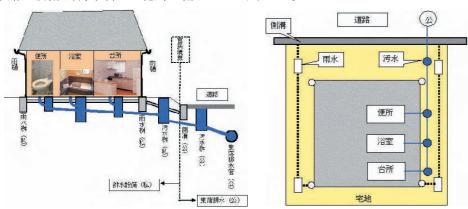
※汚水・ガスは、本管から宅地(官民境界)まで各事業者によりサービス管が埋設されるため、宅地内の引き込みを各自で行う必要があります。

〈参考:排水設備について〉

排水設備は、家庭からの汚水を、市が設置した集落排水施設にスムーズに排除するための施設であり、個人負担により宅地内に設置され、管理されるものです。

最新技術を使い、巨額の費用を投じて整備された集落排水も、各家庭の排水設備が整備されなくては、集落排水の役割を果たすことができません。

今回の戸建て住宅建設に当たり、各自必ず、排水設備の設置(水洗化工事)をお願いします。また、雨水は道路の側溝または水路に放流し、汚水管には絶対に流してはいけません。



212

213